第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の背景と趣旨

１．計画策定の背景

少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。このような状況を打開するため、平成 24 年８月に子ども・子育て関連３法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」）が成立し、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

新制度では、幼児教育･保育の質･量の充実のほか、保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもが一緒に幼児教育や保育を受けることができる地域の実情に応じた保育の場を確保することで、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、本市においてもこのような考え方に沿って様々な支援策を実施しています。

国では、待機児童数が依然増加していることを受け、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」を平成 28 年４月１日から施行しました。改正法では、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げようとするものです。

平成 29 年６月の「子育て安心プラン」では、令和元年度末までの２年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも令和２年度末までの３年間で、待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、令和４年度末までの５年間で女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。

平成 28 年および 29 年の各通常国会において全会一致で成立した改正児童福祉法では、昭和 22 年の制定以来 70 年間見直されてこなかった理念規定が改正され、全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心にその福祉の保証等の内容を明確化するなど、児童虐待防止等に関する抜本的な改正が行われています。その理念を踏まえて、平成 30 年７月に閣議決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定されました。このプランによって、市町村における相談支援体制を強化するため、令和４年度までに全市町村で「子ども家庭総合支援拠点」を設置することが目標とされました。

さらに、国では、平成 29 年 12 月に、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の２本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。

幼児教育・保育の無償化は２兆円規模で、その財源は令和元年 10 月の消費税増税分を活用することとされ、令和元年 10 月に幼児教育・保育の無償化がスタートしました。なお、令和２年４月から高等教育を含めて全面実施される計画となっています。

２．計画策定の趣旨

本市では、『「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す』との「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、「次世代育成支援対策推進法」に基づく松原市次世代育成支援行動計画と統合し、子ども及び子育て家庭に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでを切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、「松原市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、多様な子育て支援事業を推進してきました。

このたび、第１期計画が令和元年度末をもって終了することから、市民からの子育て支援に関するニーズ調査を実施し、松原市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とした「第２期松原市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

第２節　計画の位置づけ

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条及び次世代育成支援対策推進法第８条に基づく計画で、すべての子ども自身の成長と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、ＮＰＯ法人、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

これまでその取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく松原市次世代育成支援行動計画と統合し、子どもと家庭に関する施策を体系化します。

子どもと子育てを取り巻く施策は、教育、福祉、保健、医療、まちづくり、労働などあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、本計画は、市の最上位計画である「松原市第５次総合計画」と整合を図るとともに、「松原市教育振興基本計画」「第３期松原市地域福祉計画」「松原市第３次障害者計画・第５期松原市障害福祉計画・松原市障害児福祉計画」「松原市人権施策行動計画」「第４期まつばら男女かがやきプラン」「第２次健康まつばら 21（健康増進計画・食育推進計画）」「松原市都市計画マスタープラン」「松原市新バリアフリー基本構想」などの関連計画との整合を図りながら、子ども・子育て支援関連施策を推進していきます。

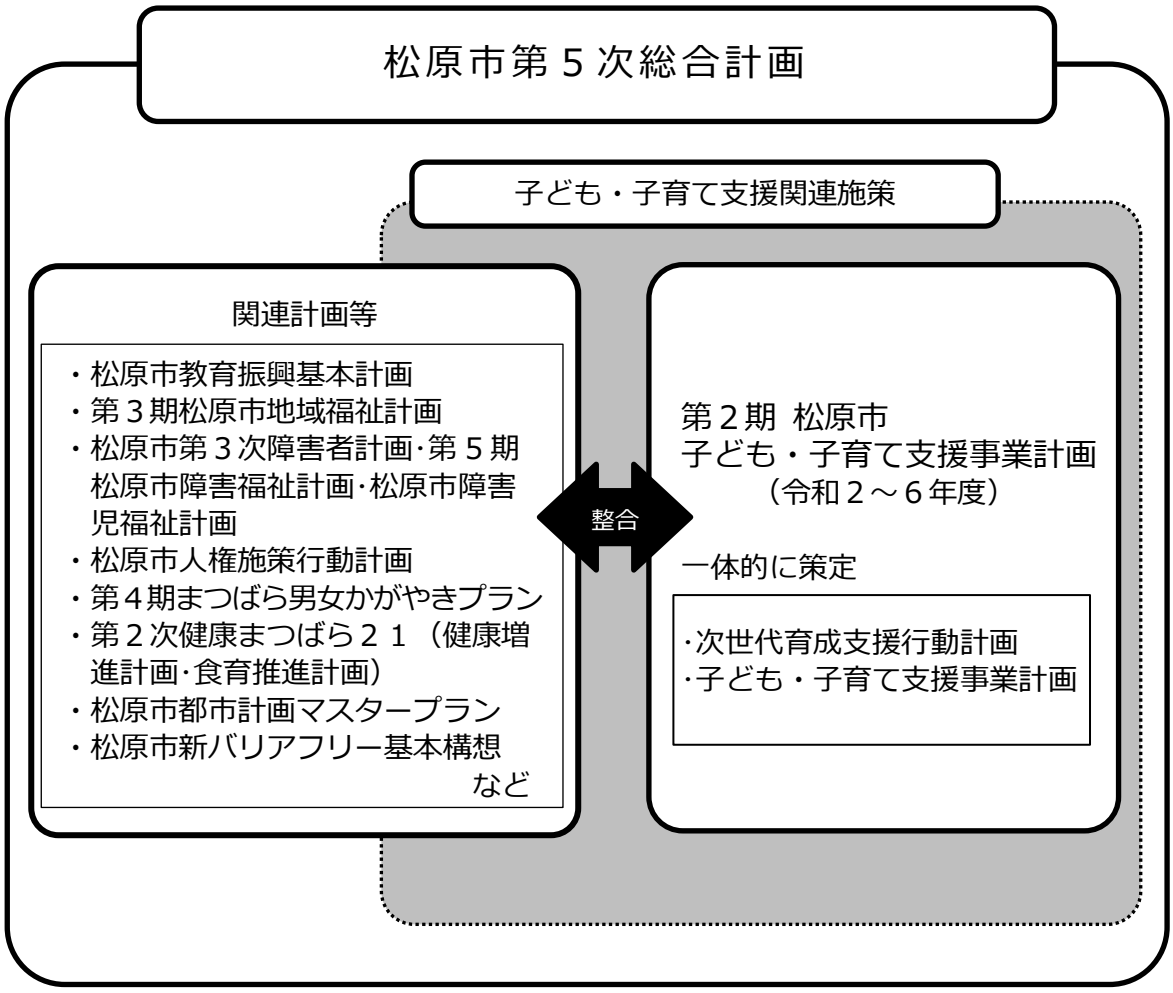

第３節　計画の期間

本計画は、令和２年度を初年度として、令和６年度までの５年間を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。

平成					令和				
27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
松原市子ども・子育て支援事業計画									
					第２期松原市子ども・子育て支援事業計画				

第４節　子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について主な項目を記載します。

【基本指針の改正方針】

１　市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させる

（１）幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備

（２）幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

（３）外国につながる幼児への支援・配慮

２　平成 28 年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し

３　新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記

４　これらの他、第 198 回国会（常会）に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討

平成 31 年 2 月 18 日に開催された「子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】」

また、わが国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年 10 月 1 日に施行されました。

【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】

１　基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

２　子育てのための施設等利用給付の創設

（１）対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、支給要件を満たした子どもが対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の認可を受けた者を対象とする。

②支給要件

・3 歳から 5 歳まで（小学校就学前まで）の子ども
・0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

（２）費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1。

子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援（第１条）

子ども・子育て支援給付（第８条）

子どものための教育・保育給付（第2章第3節、第3章第1節）

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型 | 保育所型 | 地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付（第2章第4節、第3章第2節）

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

- 幼稚園<未移行>（第7条第10項第2号）
- 特別支援学校（第7条第10項第3号）
- 預かり保育事業（第7条第10項第5号）
- 認可外保育施設等（第7条第10項第4号、6号～8号）
  - ・認可外保育施設
  - ・一時預かり事業
  - ・病児保育事業
  - ・子育て援助活動支援事業（ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業）

※ 認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象（第7条第10項第1号）

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業（第4章）

地域の実情に応じた子育て支援

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業（ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業）
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業（幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食材費（副食費）に対する助成（第59条第3号ロ））
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業（第4章の2）

仕事と子育ての両立支援

- ・企業主導型保育事業
  ⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
  ⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

市町村主体 | 国主体

※下線部分が「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年１０月１日施行）による改正部分

第５節　計画策定の経過

１．市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、平成 31 年 1 月に、子育て中の保護者や妊婦の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5 歳就学前児童の保護者、小学生の保護者、妊婦を対象として、「松原市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」を実施しました。

2.「子ども・子育て会議」による審議

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「松原市子ども・子育て会議」により、計画の内容について審議しました。

3. パブリックコメントの実施

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策などの案をよりよいものにするために、市民の皆さんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策などに活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。計画の素案に対しパブリックコメントを実施し、本計画策定の際の参考にしました。